

▶料金表

	注射料	注射済証 交付手数料	合計
集合注射	1540円	360円	1900円
訪問注射	2740円	360円	3100円

**狂犬病予防注射
を実施します**

▽日程表(10月3日~7日) ※登録をすませている犬を飼育している方は上記金額に登録料2100円が必要となります。

地区	月日	会場	時間	地区	月日	会場	時間
三吉・開地地区	10月3日(月)	上戸沢バス停前	9:20~9:30	禾生地区	10月5日(水)	旧与禰小学校前	10:50~11:10
		下戸沢正蓮寺前	9:35~9:45			井倉消防会館前	11:20~11:40
		引の田伊藤商店前	9:50~10:00			月見ヶ丘公民館前	1:10~1:30
		谷村第二小学校前	10:10~10:40			生出神社前	1:35~1:45
		法能消防会館前	10:50~11:20			禾生出張所前	1:50~2:20
		住吉球場入口	11:25~11:45			川茂消防会館前	2:25~2:45
		菅野公民館前	1:15~1:25			小形山消防会館前	2:50~3:10
		大野屋商店前	1:30~1:40			旧禾生第二小学校前	3:15~3:45
		杉本商店前	1:45~2:05				
		大津農協前	2:10~2:20				
宝地区	10月4日(火)	一の橋前	9:30~9:40	谷村地区	10月6日(木)	鶴水園(旧水道部)	9:30~9:50
		上大幡公民館前	9:50~10:10			田原公民館前	10:00~10:20
		上大幡農協前	10:20~10:40			上町自治会館前	10:30~10:50
		上宝出張所前	10:50~11:10			市役所入口前	11:00~11:30
		旧平栗分校前	11:20~11:30			市民会館前	1:10~1:40
		厚原日東工業前	11:35~11:45			高尾山前	1:50~2:10
		金井一志村商店前	1:10~1:30			専念寺前	2:15~2:35
		羽根子公民館前	1:35~1:55			深田水神宮前	2:40~3:00
		鷹の巣消防会館前	2:05~2:25			都留警察署前	3:10~3:30
		道生堀バス停前	2:30~3:00				
盛里		曾雄公民館前	9:30~9:50	東桂地区	10月7日(金)	十日市場公民館前	9:30~10:00
		大平盛里運送前	10:05~10:15			古渡公民館前	10:10~10:30
		盛里出張所前	10:25~10:45			上夏狩公民館前	10:40~11:00
						東桂出張所前	11:10~11:40
						境公民館前	1:15~1:45

生後九十
一日以上の
犬を飼って
いる方は、
毎年一回の
登録と年二
回の狂犬病
予防注射が
義務づけら
れています。
昭和五十八
年度秋季予
防注射を次
の日程によ
り実施しま
すので、も
よりの会場
で必ず受け
て下さい。
注意:(1)首
輪や綱は必
ずつけ、犬
を押えるこ
とができる
飼主の方が
お連れ下さ
い。

注意:(2)台
帳と照合す
るため通知
書も忘れず
に持参して
下さい。
なお、通知
書の届かない
方も、生後
九十一日以
上の犬を飼
育している
方は、注射
を受けて下
さい。

税務署から

お知らせ

YBSラジオでは、毎週日曜日の朝七時五十分から七時五十五分まで「税務署からのお知らせ」という番組で、税金について分かりやすく解説しています。

十二月までの放送予定をお知らせします。

10月2日	印紙税のあらまし
10月9日	生命保険と税金
10月16日	土地や建物などを売ったときの税金(1)
10月23日	土地や建物などを売ったときの税金(2)
11月6日	税を知る週間について
11月13日	ただ今税を知る週間です
11月20日	源泉所得税の年末調整(1)
11月27日	源泉所得税の年末調整(2)
12月4日	源泉所得税の年末調整(3)
12月11日	税の相談は税務相談室へ
12月18日	所得税の青色申告決算について(1)
12月25日	所得税の青色申告決算について(2)

郵便局から

年賀はがきの発売

十一月四日(金)から、お年玉つき年賀はがきが発売されます。絵入りが四十五円、絵の入っていないはがきが四十円です。

このはがきは、十一月四日に全国の郵便局の窓口で一斉に発売されますが、官公庁・会社等の単位で、その他数多い枚数を必要とする場合は、「予約」を受けますので、お近くの郵便局へお申し込み下さい。

古い通帳が見つかったら

通常貯金の預け入れや払い戻しをされないまま十年が過ぎますと、ご利用をおすすめする通知書(催告書)をお送りしています。

この通知書をお送りしてから、二カ月を過ぎててもなお、ご利用のお申し出などがないときは、貯金の預け主としての権利がなくなります。

もし、古い通帳などが見つかりましたら、お近くの郵便局へ……。